

概 要 版

横手市国土強靱化地域計画



秋田県 横手市

◆横手市国土強靱化地域計画の概要◆

1 計画策定の趣旨等

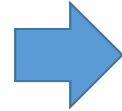
- 災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすため、事前に取り組むべき施策を進めるために策定。
- 「地域防災計画」では、災害ごとの実施すべき事項を定めているが、「国土強靱化地域計画」は、リスクごとの対応をまとめるものではなく、どんな災害が発生しようとも、強靱な行政機能や地域社会を「事前」につくりあげ、かつ平常時から持続的に展開していこうとする指針。
- 市民の皆様のご要望（パブリックコメント）を反映しつつ、防災関係の有識者やライフライン事業者の意見も踏まえ、庁内横断的な協議を重ねて策定。

2 目標

○基本目標

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
- ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
- ④ 迅速に復旧復興がなされるとともに、本計画の推進を通じて地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する



基本目標をより具体化した事前目標を設定

○事前に備えるべき目標

いかなる事態が発生しても、

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
- ③ 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

3 29の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」と脆弱性評価・課題

○29の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」積雪寒冷地である地域特性を考慮して、29の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を設定。(次頁参照)



○脆弱性評価・課題
リスクシナリオを回避するため、現在実施している施策の脆弱性を分析・評価し、課題を抽出。

4 推進方針の決定

○脆弱性評価・課題に基づき、今後強靱化を進めるために必要となる施策の対応方を策定

5 計画の推進・進捗管理

- 対応策の重点化
最悪の事態ごとに施策を重点化。
- 計画期間
令和6年度まで
- 進捗管理
・指標・内容の両面から毎年度、進捗管理
・必要に応じて見直し

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

| 事前に備えるべき目標 | 起きてはならない最悪の事態 | |
|--|---------------|--|
| 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる | 1-1 | 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生 |
| | 1-2 | 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水 |
| | 1-3 | 大規模な火山噴火・土砂災害等による死傷者の発生 |
| | 1-4 | 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生 |
| | 1-5 | 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 |
| | 1-6 | 防災意識の低さ等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生 |
| 2 大規模自然災害発生直後から、救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む) | 2-1 | 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止 |
| | 2-2 | 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生 |
| | 2-3 | 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞 |
| | 2-4 | 多数の帰宅困難者(観光客含む)等の発生に伴う避難所等の不足 |
| | 2-5 | 医療、福祉施設及び関係者の不足・被災等による医療機能等の麻痺 |
| | 2-6 | 被災地における感染症等の大規模発生 |
| 3 大規模自然災害発生直後から、必要不可欠な行政機能は確保する | 3-1 | 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下 |
| 4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る | 4-1 | 地域交通ネットワークが分断する事態 |
| | 4-2 | 電気、石油、ガスの供給機能の停止 |
| | 4-3 | 上水道等の長期間にわたる機能停止 |
| | 4-4 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 4-5 | 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発 |
| | 4-6 | 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止 |
| | 4-7 | ライフラインの復旧に大幅な遅れが発生 |
| 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない | 5-1 | サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞 ※サプライチェーン…原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がりが |
| | 5-2 | 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 |
| | 5-3 | 農業の停滞 |
| 6 制御不能な二次災害を発生させない | 6-1 | ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | 6-2 | 農地・森林等の荒廃による被害の拡大 |
| 7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する | 7-1 | 災害廃棄物の処理の停滞により復旧が大幅に遅れる事態 |
| | 7-2 | 復旧・復興を担う人材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 7-3 | 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 7-4 | 土砂崩壊、地すべり等により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |

脆弱性評価・課題(最悪の事態を回避するための施策の分析・評価・課題)

推進方針の策定

【最悪の事態ごとに重点施策を選定】

※主な施策をピックアップ

| | |
|-----|-----------------------------|
| 1-1 | ○住宅の耐震化 ○都市基盤等の整備 |
| 1-2 | ○洪水ハザードマップの作成 |
| 1-3 | ○火山防災協議会への参画 |
| 1-4 | ○克雪住宅の普及促進 |
| 1-5 | ○ドローン等による災害情報の収集 |
| 1-6 | ○自主防災活動の充実・強化 |
| 2-1 | ○共同備蓄物資の更新 |
| 2-2 | ○通信手段の確保 ○緊急物資の備蓄 |
| 2-3 | ○消防施設等の機能維持 |
| 2-4 | ○指定緊急避難場所、指定避難所の指定等 |
| 2-5 | ○病院及び福祉施設の業務継続体制の強化 |
| 2-6 | ○健康危機管理能力の向上 |
| 3-1 | ○市の業務継続体制の強化 ○執務環境の整備 |
| 4-1 | ○高速道路・幹線道路等の整備 ○道路の防災対策 |
| 4-2 | ○石油燃料の確保 |
| 4-3 | ○水道施設の老朽化対策 |
| 4-4 | ○下水道施設の老朽化対策 |
| 4-5 | ○停電時の信号機滅灯対策 |
| 4-6 | ○電話施設・設備の強化 |
| 4-7 | ○ライフラインの復旧対策 |
| 5-1 | ○企業等における業務継続体制の強化 |
| 5-2 | ○化学消火薬剤の貯蔵 |
| 5-3 | ○農林業生産基盤の強化 |
| 6-1 | ○ため池ハザードマップの整備 |
| 6-2 | ○農業・農村の多面的機能の確保 |
| 7-1 | ○災害廃棄物の処理体制の整備 |
| 7-2 | ○災害ボランティアコーディネーターの設置・運営への支援 |
| 7-3 | ○地域づくり活動への支援 |
| 7-4 | ○地籍調査事業の促進 |

施策分野ごとの主な取組み（推進方針）

主な推進方針は次のとおりです。

行政施策

● 防災体制の整備

- 市職員の初動体制や市災害対策本部体制の強化を図ります。
- 自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、地域住民に自主防災組織の結成に向けた取り組みを働きかけていきます。
- 被災者の生活再建に向けた罹災証明や被災者台帳の作成、避難所運営、仮設住宅の建設などの事務手続きの確立を図ります。

● 学校等防災教育の推進

- 幼稚園及び保育園、小・中学校において、防災教育や防災訓練を継続して実施します。

● 業務継続体制の整備

- 業務継続体制を強化するうえで、災害時における業務継続計画に基づき、災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保します。また、防災の拠点となる市庁舎においては電気や水などのライフラインのバックアップ体制の強化を図ります。

● 避難環境の整備

- 避難所における感染症の発生やまん延を防止するため、避難所の受付時に検温や手指消毒等を行い、体調のすぐれない避難者との動線を分離するなど、感染症予防対策に努めます。
- 避難所への非常電源や燃料の備蓄、暖房器具など必要な資機材の整備、プライバシーの保護を図るほか、要配慮者が求める支援情報の発信に努めます。
- 地域住民が主体的に避難所運営が行えるよう、避難所運営訓練（HUG）等を実施します。
- 災害発生時に遅滞なく被災者へ支援を行うため、計画的に備蓄物資の充実を図ります。
- 備蓄物資を効率的かつ迅速に配送・分配できるよう分散備蓄等を推進します。
- 災害発生時に孤立するおそれのある地区へ衛星携帯電話、発電機、防災備蓄品を配備します。

● 市街地の浸水対策

- 集中豪雨による市街地の浸水を防止するため、県と連携し河川整備事業を推進します。
- 市街地の浸水時に住民自ら迅速に対応できるよう、防災講話や研修、訓練を実施します。

● 消防活動体制の整備

- 消防職員や消防団員の訓練の実施や、装備品の充実強化を図るとともに、消防団員の確保に努めます。
- 地震による火災で被害が大きくなるよう、市民に対し火災予防の啓発を行います。
- 耐震性防火水槽の整備を計画的に推進します。

● 危険物施設等の安全対策

- 危険物施設等に対し、消防職員の立入り検査や関係機関等との合同訓練を継続して実施します。

● 情報通信体制の整備

- J-ALERT・県総合防災情報システムのL-ALERT機能による避難勧告等の情報発信やエリアメール、緊急速報メール、防災ラジオ放送、テレビのデータ放送等による緊急情報の発信を継続します。

● 受援体制の整備

- 物資の供給や一時保管場所、また輸送及び荷さばき業務等に関する協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図ります。
- ボランティアの受援体制の強化を図ります。
- 災害時における広域的な受援体制の強化に向け、他の自治体等からの支援を円滑に受けることができる体制を整備します。

● 社会秩序の維持

- 犯罪抑止のため、自主防災組織に対し、住民による見守り活動の啓発を行います。

住環境

● 空き家の対策

→ 空家等の実態調査を実施するとともに、対策計画の見直しを行います。

● 応急給水体制の強化

→ 応急給水等の訓練を実施し、「水道災害時対処マニュアル」等の改善を行います。
→ 災害時に水の確保ができない場合に備え、近隣自治体や関係機関との協力体制の強化を図ります。

● 排水体制の整備

→ 下水道施設、ポンプ場等の整備・管理を行うとともに、防災対策を推進します。
→ 下水道業務継続計画（BCP）により、対策訓練等を行い防災力の向上を図ります。

● 人材の確保

→ 応急危険度判定を速やかに行えるよう、県と連携し応急危険度判定士の育成に努めます。
→ 住家の被害認定調査のため、協定を締結している関係機関と連携の強化を図ります。

● 住宅対策

→ 事前に応急仮設住宅の建設用地の候補地を検討します。

● 受援体制の整備

→ 水道施設の円滑かつ早急な復旧、下水道施設の機能維持及び回復を図るため、協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図ります。

● 災害廃棄物対策

→ 災害時の災害廃棄物処理を迅速かつ適切に処理し、被災地の生活や復旧・復興に支障が出ないよう、市民生活基盤の早期回復を目指します。

保健医療・福祉

● 保健・医療体制の整備

→ 避難所生活の長期化や感染症対策、衛生状態の悪化などによる感染症のリスク拡大を防止するため、家庭でのマスクや手指消毒剤の備蓄など感染症の予防対策の啓発を推進します。
→ 健康相談等ができる相談窓口を設置し、被災者等の健康状況を把握できる体制を整備します。
→ 関係機関合同の災害医療救護訓練により、連携体制の充実強化を図ります。
→ 精神面へのケアができる体制を整備します。

● 業務継続体制の整備

→ 病院や福祉施設に対して、事業継続計画（BCP）策定の必要性を周知します。

● 避難行動要支援者等に対する支援体制の整備

→ 避難行動要支援者名簿の作成・更新を行うとともに、福祉避難所を増やすための方策を検討します。

● 健康・福祉のまちづくりの推進

→ 災害発生時において、一人でも多くの人が自力で避難できるよう、健康づくりを推進します。
→ 認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行います。

● 遺体収容体制の整備

→ 遺体収容場所の選定や遺体の火葬等、円滑に対応できる体制を整備します。

産業

● 農業基盤の整備

- ため池の適正な維持管理を実施します。
- 農業水利施設の長寿命化のため、施設の適正な維持管理を実施します。

● 農業経営基盤の強化

- 農業の経営安定化や新たな担い手を育成・確保します。
- 耕作放棄地の発生防止や農地集積による農地の保全を図ります。

● 業務継続体制の整備

- 災害時において、あらゆる融資制度を活用できるよう、積極的に融資制度の周知を図ります。
- 農業協同組合、関係団体等に対して、大規模災害時においても食料等の安定供給ができる体制作りを働きかけます。

国土保全

● 道路・橋梁等の整備

- 主要幹線道路等の整備を推進するとともに、国道や県道の整備を国及び県に働きかけます。
- 緊急輸送ルートである国道13号、107号の代替輸送ルートを検討します。
- 橋梁やトンネル等の長寿命化、耐震化を図ります。
- 地震・津波等による復旧、復興時における緊急輸送基地として機能するよう、「道の駅十文字」や「道の駅さんない」の機能強化を図ります。

● 除排雪体制の確保

- 除排雪機械の計画的な整備、更新を推進するとともに除排雪体制の強化を図ります。
- 本格的な降雪期前における広報（市報）等による市民への雪処理マナーの啓発を行います。
- 除排雪対策本部における全庁的体制の継続と、委託業者を含めた道路管理体制の強化を推進します。

● 受援体制の整備

- 重機等による障害物の除去作業等を行うための協定を締結している関係機関等と、訓練等により連携の強化を図ります。

● 土砂災害の防止

- 縣市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備します。

● 河川等管理体制の強化

- 県及び関係機関と協力して河川及び河川管理施設の整備を推進します。
- 災害時における適切な対応を目的とする水門等の開閉訓練を実施します。

● 地籍調査の推進

- 土砂崩落・地すべり等により復旧・復興が遅れることのないように、地籍調査を計画的に実施します。



リスクコミュニケーション

● 地域防災力の向上

- 各家庭における防災・減災対策を進めるため、市民に対し住宅の耐震化、家具の固定、避難の重要性等の防災啓発を行います。
- 地域住民に対して、大雨によって川が氾濫した場合の浸水想定区域図等の周知を図り、市民の防災意識の向上に努めます。
- 火災の被害軽減を図るため、自主防災組織と消防団との連携体制の強化を図ります。
- 地域住民等による応急活動や救護活動の促進のため、救命講習会・出前講座等を実施します。
- 災害時にお互いを助け合う「共助」は、地域コミュニティの基盤であり、平常時から連帯感を深め、地域住民が主体となった地域活動を支援します。
- 災害時における、観光客や帰宅困難者の安全確保に向けた取組みを実施します。
- 地域における応急救護や救出・救護等に活用できる資格・技能をもった人材を把握・育成し、自主防災組織の充実強化を図ります。

● 火災予防体制の整備

- 防火意識や初期消火対応力の向上のため、市民に対し講習会や消火訓練を実施します。

● 企業・事業所の防災力の向上

- 民間事業者に対し、出前講座や防災訓練等を実施し、事業所等での自主的防災体制の整備を促進します。
- 危険物施設等の保安管理体制の向上を図ります。

● 備蓄の促進

- 市で行う備蓄のほか、各家庭及び事業所における水や食料、生活必需品等の備蓄促進を啓発します。

耐震化・老朽化対策

● 市有施設等の整備

- 公共施設の適切な維持保全活動に努めます。
- 市庁舎などの防災拠点となる公共施設の耐震性を確保するため、耐震補強計画や耐震改修事業等について検討します。
- 公営住宅等長寿命化計画に基づき公営住宅の適正な維持管理に努めます。
- 有事においても給配水及び排水を維持できるように、上下水道施設の耐震化を推進します。

● 住宅・建築物の耐震化

- 地域住民に対して、耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行います。
- 家庭や事業所における室内の安全確保のため、家具転倒防止金具の設置について普及啓発を行います。

● 農業基盤の整備

- 広域に及ぶ農業水利施設の老朽化の状態を判断し、更新・予防保全等に努めます。

横手市国土強靱化地域計画【概要版】

発行年月／令和3年1月 編集／横手市 総務企画部 危機管理課

〒013-8601 秋田県横手市条里一丁目1番1号

電話：0182-35-2195 FAX：0182-33-1300